随意契約結果表(委託等契約)

所属名	社会教育課
契約締結年月日	平成 31 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人 やまなし文化学習協会
契約名	山梨ことぶき勧学院事業に関する業務委託
契約金額 (税込み)	20,545,065円
随意契約理由	山梨ことぶき勧学院の業務運営については、高度の専門的知識や技術を要する。また、業務内容的に単年度で完結するものではなく、継続性が求められる。そのため、業務委託先の選定については注意を要するものであり、平成25年度の委託事業開始から(公財)やまなし文化学習協会へ委託している。 (公財)やまなし文化学習協会は、次の理由から、山梨ことぶき勧学院の業務運営を最も効果的に遂行できるる団体と判断される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により当該協会と随意契約した。県が出資して設立した生涯学習推進業務を扱う財団である。(寄付行為第4条)平成11年度から生涯学習推進センターや近代人物館等の管理運営を受諾している実績があり、高齢者の生涯学習に係る企画・運営の能力があるといえる。多種多様な講座や講演会の運営を手がけており、マネジメント力が高いだけでなく、県の生涯学習推進センターやぴゅあ総合との管理運営によって得た各種団体などとのネットワークを活用した効率的な講師手配やカリキュラム作成が可能である。業務を運営するスキルを有する、豊かな教職経験を持った職員がいる。 H25年度からの業務委託では円滑・効果的に事業運営を行い、毎年各講座や運営面に関してアンケートを実施しているが、学生たちからは好評価を得ている。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	山梨県財務規則第 137 条第 3 項